

## 独立行政法人日本学術振興会契約規則

平成15年10月1日  
規程第8号

改正	平成17年11月1日	規程第13号
改正	平成18年11月1日	規程第18号
改正	平成19年2月6日	規程第1号
改正	平成19年12月20日	規程第23号
改正	平成20年11月13日	規程第16号
改正	平成21年2月27日	規程第2号
改正	平成21年11月12日	規程第22号

### (目的)

第1条 この規則は、独立行政法人日本学術振興会会計規程（平成15年規程第6号。以下「規程」という。）に基づき、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が締結する契約に関する基本的事項を定め、もって、契約事務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

（役職員以外で契約担当者の事務の一部を委嘱することができる者）

第2条 規程第8条第2項に規定する役職員以外で契約担当者の事務の一部を委嘱することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 海外研究連絡センター及び海外連絡事務所において、当該センター及び連絡事務所の運営に当たる者
- 二 規程第7条第2項第2号に規定する経費の執行に当たる者

（契約担当職員）

第3条 この規則において、「契約担当職員」とは、規程第8条に規定する契約担当者（分任を含む。）及びその補助者をいう。

（競争参加者の制限）

第4条 契約担当職員は、売買、賃貸借、請負その他の契約につき規程第35条及び第36条の競争に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 契約担当職員は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - 五 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
  - 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- 3 契約担当職員は、第2項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を、競争に参加させないことができる。

(競争参加者の資格等)

第5条 契約担当職員は、必要があるときは、競争に参加する者について契約の種類ごとに資格審査を行い、その資格を有するものを競争参加資格者名簿に登録するものとする。

- 2 前項の規定により、資格審査を行う場合は、文部科学省による一般競争参加者の資格に関する定めを準用するものとする。
- 3 文部科学省及び各府省の各機関において一般競争参加者の資格を受けた者については、振興会における一般競争参加者の資格を有する者として認めるものとする。
- 4 一般競争に参加することができる者は、「一般競争参加資格者の資格」(平成13年1月6日文部科学大臣決定)第2条又は第17条に規定する資格を有するものとする。
- 5 一般競争を実施する場合において、その等級の資格を有する者の競争参加者が僅少である等と認められるときは、建設工事にあつては、当該資格の等級の1級上位若しくは2級上位又は1級下位の資格の等級に格付けされた者を、製造、販売、買受け又は役務提供にあつては、当該資格の等級の1級上位若しくは2級上位又は1級下位若しくは2級下位の資格の等級に格付けされた者を、当該一般競争に加えることができる。

(入札の原則及び入札書の引換え等の禁止)

第6条 競争により契約をしようとする場合は、入札の方法をもって、これを行わなければならない。

- 2 前項の規定により入札をしようとする場合においては、競争入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(入札の公告)

第7条 契約担当職員は、競争に付そうとするときは、次の掲げる事項について入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

- 一 競争入札に付する事項
- 二 競争参加者に必要な資格に関する事項
- 三 契約条項を示す場所
- 四 競争執行の場所及び日時
- 五 その他必要と認める事項

(入札の無効)

第8条 契約担当職員は、前条の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

(入札の執行)

第9条 契約担当職員は、競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書を提出させなければならない。

一 入札金額

二 契約の目的となる物件及び役務の名称

三 入札者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）及び押印

四 代理人が入札する場合は、入札者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

2 契約担当職員は、あらかじめ、入札者に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について入札者が印を押しておかなければならないことを知らせておかなければならない。

3 契約担当職員は、代理人が入札をするときは、あらかじめ入札者から代理委任状を提出させなければならない。

4 契約担当職員は、入札書を提出させるときは当該入札書を封筒に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。

(予定価格の作成)

第10条 契約担当職員は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にして、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第11条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(開札)

第12条 契約担当職員は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(入札場の自由入退場の禁止)

第13条 契約担当職員は、入札者及び入札執行事務に関係のある職員の外、入札場に入場させてはならない。

2 契約担当職員は、入札開始時刻以後においては、入札者を入札場に入場させてはならない。

3 契約担当職員は、特にやむを得ないと認められる事情がある場合の外、入札者で一たん入場した者の退場を許してはならない。

(入札の取り止め等)

第14条 契約担当職員は、入札者が相連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

(無効の入札書)

第15条 契約担当職員は、次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理しなければならない。

一 競争に参加する資格のない者の提出した入札書

二 第9条第1項第1号から4号までの事項の記載及び押印のない入札書

三 契約の目的となる物件及び役務の名称に重大な誤りのある入札書

四 入札金額の記載が不明確な入札書

五 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押してない入札書

六 第9条第1項第3号及び第4号の事項（住所を除き押印を含む。）の記載の判然としない入札書

七 その他入札に関する条件に違反した入札書

(再度入札)

第16条 契約担当職員は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

(落札者の決定)

第17条 契約担当職員は、規程第39条の規定にかかわらず、最低の価格をもって申込みをした者の価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を契約の相手方としないことができる。

2 契約担当職員は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

3 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(再度公告入札の公告期間)

第18条 契約担当職員は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない

場合において、さらに入札に付そうとするときは、第7条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

(総合評価落札方式)

第19条 規程第39条第2項の規定する契約のうち総合評価落札方式とすることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 国の機関による調達における総合評価落札方式について財務大臣と協議を整えた各省各庁の定め適用範囲に該当する調達案件であるとき。
- 二 別に定める仕様策定委員会が最低価格落札方式(規程第39条第1項)では十分に対応できない調達案件と認めるとき。

(随意契約によることができる場合)

第20条 規程第37条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 振興会の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃借料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。
- 九 国、独立行政法人、都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- 十 競争に付しても入札者がなく、又は再度の入札に付しても落札者がなく若しくは落札者が契約を結ばないとき。
- 十一 外国で契約するとき。

(随意契約による場合の条件等)

第21条 前条第10号の規定により、競争に付しても入札者がなく、又は再度の入札をしても落札者がなく場合における随意契約においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

2 前条第10号の規定により、落札者が契約を結ばない場合における随意契約においては、その落札金額の制限内で随意契約ができるものとする。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(随意契約によるときの予定価格)

第22条 契約担当職員は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ、第10条の規定

に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴取)

第23条 契約担当職員は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴取しなければならない。

(予定価格調書等の省略)

第24条 契約担当職員は、次に掲げる随意契約については、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略し、又は見積書の徴取を省略することができる。

- 一 法令に基づいて取引価格(料金)が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格(料金)によらなければ契約することが不可能又は困難であると認められるものに係る随意契約
- 二 予定価格が100万円を超えない随意契約をするとき。

(公募・企画競争)

第25条 公募及び企画競争の取扱いについては別に定める

(契約書の記載事項)

第26条 規程第40条の規定により、契約担当職員が作成すべき契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りではない。

- 一 契約履行の場所
- 二 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- 三 契約保証金
- 四 監督及び検査
- 五 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 六 危険負担
- 七 かし担保責任
- 八 契約に関する紛争の解決方法
- 九 その他必要な事項

(契約書の作成の省略)

第27条 規程第40条ただし書きにより契約書の作成を省略することができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 150万円(外国で契約するときは、200万円)を超えない契約をするとき。
- 二 せり売りに付するとき。
- 三 物件売払いの場合において、買受人が代金を即納してその物件を引き取るとき。
- 四 電気事業法第二条第一項第十号に規定する電気事業者からの電気、ガス事業法第二条第十一項に規定するガス事業者からのガス、水道法第三条第五項に規定する水道事業者からの水、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者からの電気通信役務の供給又は提供を受ける場合。

(契約保証金)

第28条 契約担当職員は、振興会と契約を結ぶ者に、契約金額の十分の一以上に相当する金額の契約保証金を納付させなければならない。ただし、随意契約による場合、前条第2号若しくは第3号に該当する場合又は契約担当職員がその必要がないと認めた場合においては、保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(再委託)

第29条 契約担当職員は、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託する場合には委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、契約の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託することを禁止する旨を契約に定めておかななければならない。ただし、真にやむを得ない理由があり、かつ、契約金額の30%の範囲内である場合において、請負者の申請により規程第8条に規定する契約担当者が認めたものについてはこの限りでない旨を定めることができる。

(複数年契約)

第30条 契約担当者は、経費節減、役務契約におけるサービスの質の向上、契約事務の合理化等を図ることを勘案して、複数年にわたる契約をすることができる。

(監督)

第31条 契約担当職員は、工事又は製造その他についての請負契約（以下「請負契約」という。）を締結した場合には、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため、立会い、指示その他の適切な方法によって、監督を行わなければならない。

(監督職員の報告)

第32条 契約担当職員から監督を命ぜられた補助者（以下「監督職員」という。）は、契約担当職員と緊密に連絡するとともに、契約担当職員の要求に基づき又は随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

(検査)

第33条 契約担当職員は、請負契約又は物件の買入れその他の契約については、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分確認を含む。）をするため、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて、検査をしなければならない。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第34条 契約担当職員から検査を命ぜられた補助者（以下「検査職員」という。）の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務を兼ねることができない。

(監督及び検査の委託)

第35条 契約担当職員は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により、の職員によって監督又は検査を行うことが困難であり又は適当でないと認められる場合においては、振興会の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行わせることができ

る。

- 2 契約担当職員は、前項の規定により、振興会以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。
- 3 前項の検査に係る契約の代金は、同項の書面に基づかなければ支払をすることができない。

(検査調書の作成)

第36条 契約担当職員及び検査職員は、当該契約金額が200万円を超える契約に係るものであるときは検査を完了した場合において、検査調書を作成するものとする。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第37条 契約担当者は、契約の相手方が次のいずれかに該当したときは、契約の相手方は、振興会の請求に基づき契約金額の10分の1に相当する金額を談合等に係る違約金として、振興会の指定する期日までに支払わなければならない旨を契約(競争契約及び該当する随意契約)に定めておかななければならない。

一 契約の相手方が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下、本項において「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は契約の相手方が構成員である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が契約の相手方又は契約の相手方が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、契約の相手方が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、契約の相手方がこれを証明し、その証明を振興会が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が契約の相手方に対して独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 契約の相手方(契約の相手方が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定の単価契約への適用については、同項中「契約金額の10分の1」とあるのは「当該契約期間全体の支払総金額の10分の1」と読み替えて適用する。

3 契約の相手方は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を振興会に提出しなければならない。

(超過損害額の請求)

第38条 契約担当者は、前条の規定による違約金の請求につき、談合等により生じた損害

額が違約金請求額を上回る場合においては、当該超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない旨を契約に定めておかなければならない。

(準用)

第39条 この規則に定めるもののほか、請負契約又は物件の買入れその他の契約の取扱いについては、文部科学省が定めた文部科学省発注工事請負等契約規則を準用するものとする。

附 則 (平成15年10月1日規程第8号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月1日規程第13号)

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成18年11月1日規程第18号)

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年 2月6日規程第 1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月20日規程第23号)

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月13日規程第16号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年 2月27日規程第 2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、第19条、第25条、第29条の改正については平成21年2月27日から施行する。

附 則 (平成21年11月12日規程第22号)

この規則は、平成21年11月12日から施行する。